

平成 28 年度特定調達品目に関する検討方針・課題（案）

平成 28 年度における特定調達品目及びその判断の基準等の見直しに係る検討方針・課題等の概要は、以下のとおり。

なお、本年 5 月に地球温暖化対策計画が策定されたことから、基本方針について、同計画の内容を適切に反映し、改定を行うものとする。

1. 専門委員会の設置について

平成 27 年度の第 3 回特定調達品目検討会（以下「検討会」という。）において合意された、平成 28 年度における検討方針・課題から、以下の 2 つを重点検討事項として位置づけ、専門委員会を設置し、検討を実施するものとする。なお、両専門委員会における検討内容等については、資料 5 参照。

- プレミアム基準の活用に係る検討（プレミアム基準の活用に係る専門委員会）
- 庁舎管理に係る検討（庁舎管理に係る専門委員会）

2. 品目の追加等の検討について

（1）平成 28 年度募集における新規提案について

例年どおり、5 月 23 日から 6 月 17 日の約 1 ヶ月間、特定調達品目に係る提案募集（物品・役務及び公共工事）を実施したところ。物品 16 品目、役務 7 品目、公共工事 10 品目の計 33 品目の提案があった。なお、主な提案品目に係る検討方針等については、資料 4－2 参照。

（2）公共工事のロングリスト掲載品目について

公共工事の分野において、平成 28 年度の特定調達品目の追加、見直しに反映されなかったもののうち、継続検討品目群（ロングリスト）として整理された 22 提案¹について引き続き検討を実施。

3. 物品及び役務に係る見直し対象品目について（新規提案以外）

「特定調達品目の見直し等に関する検討方針²（以下「見直し方針」という。）」に示された考え方に則し、検討会における検討を踏まえ、適切に見直しを実施する。また、平成 28 年度から 32 年度までの 5 年間における特定調達品目（物品及び役務）の見直しスケジュールについても公表されており、本年度の見直し対象品目は 98 品目となっている（資料 3 別紙参照）。

見直しスケジュールに示された対象品目に係る検討方針等の概要は、以下のとおり

¹ ロングリスト掲載品目への追加提案 19 品目。

² 平成 25 年度第 3 回検討会において報告・了承の上、公表された。

である。検討に当たっては、国等の機関の調達実績、見込まれる環境負荷低減効果等を踏まえ、国内外の環境ラベルや政府調達制度等の環境負荷項目・基準との整合について考慮するとともに、妥当性の検証を実施するものとする。

また、本検討会における意見・指摘事項、環境問題を巡る動向等を踏まえ、早期の見直しが必要な品目への対応、環境政策の観点から広く普及を図る必要がある品目や重視すべき施策・方針等については、分野横断的な検討を含め、本年度の見直しに適切に反映するものとする。

（１）文具類

- 文具類については、現行の特定調達品目 270 品目中 83 品目を占めており、主たる判断の基準としては、紙製、プラスチック製等の素材に着目した再生材料の配合率が設定されているところ
- 文具類共通の基準である素材ごとの再生材料に係る検討が必要であるとともに、個別品目の特性に応じた見直しも重要
- 平成 27 年 6 月には「文具・事務用品 Version2」として、エコマーク認定基準の見直しが実施されたところ
- こうした状況を踏まえ、必要に応じ、素材の定義の考え方を含め、判断の基準等を見直しを実施

（２）電子計算機等

① ディスプレイ

- ディスプレイについては、消費電力及び特定の化学物質の使用制限等を判断の基準として設定
- 消費電力に係る判断の基準として準用している国際エネルギースタープログラムの基準の Version7.0 が新たに制定され、本年 7 月に米国では発効したことから、消費電力に係る判断の基準をはじめとした基準等を見直しについて検討

② 記録用メディア

- 記録用メディアについては、判断の基準をケースに適用しており、ケースの素材等に対応した再生材料等の基準を設定
- 現在 CD、DVD、BD 等のディスク本体に再生ポリカーボネイトを使用した製品も上市されていることから、判断の基準のケースへの適用にとどまらず、新たな評価項目に係る基準の設定の可能性について検討

（３）オフィス機器等

① デジタル印刷機

- 平成 22 年度に検討会の下に設置された印刷分科会において、デジタル印刷機に係る判断の基準等を見直しの必要性について検討したところ、現行の

判断の基準を維持することが適切との判断

- ・ 分科会から 5 年が経過したところであり、国等の機関の調達状況、市場動向等を踏まえ、対象範囲や判断の基準等の見直しの必要性について検討

② 掛時計

- ・ 掛時計については、平成 22 年度に特定調達品目として追加された品目であり、一次電池の不使用又は使用する場合は 5 年以上使用できることを判断の基準として設定
- ・ 現行の判断の基準を満たす製品の市場占有率が必ずしも高くない状況にあるものの、国等の機関における調達実績、今後の市場動向等を踏まえ、判断の基準等の見直しの必要性について検討

(4) 家電製品

○ 電気冷蔵庫等

- ・ 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫については、平成 27 年 2 月に消費電力の試験方法に関する国際規格(IEC62552)が改正され、これを受けて JIS 規格³が同年 6 月に改正された
- ・ 平成 28 年 3 月に改正 JIS 規格による新たなトップランナー基準が告示⁴され、併せて多段階評価基準についても改正⁵が行われたところ
- ・ 省エネ法のトップランナー基準及び多段階評価基準を踏まえ、エネルギー消費効率に係る判断の基準の見直し及び新たな評価項目に係る基準の設定の可能性について検討

(5) その他繊維製品

○ モップ

- ・ モップについては、未利用繊維やリサイクル繊維、再生材料の配合率等を判断の基準として設定しており、ポリエステル繊維を使用しているものは少ないことから、昨年度の繊維製品全般に係る見直しは未実施
- ・ 他方、回収・再使用の仕組みを事業形態とする場合もあること等から、必要に応じ対象となる素材の定義の考え方を含め、新たな評価項目に係る基準の設定の可能性について検討

(6) 設備

① 生ゴミ処理機

- ・ 生ゴミ処理機に係る判断の基準は、バイオ式又は乾燥式等により減容・減量処理を行うものとされており、平成 14 年度に特定調達品目へ追加されて

³ JIS C 9801-1,-2,-3 及び JIS C 9807

⁴ 経済産業省告示第 38 号及び第 39 号(平成 28 年 3 月 1 日)

⁵ 経済産業省告示第 40 号(平成 28 年 3 月 1 日)

以降、判断の基準等の変更は未実施

- 他方、生ゴミ処理機の調達量は必ずしも多くないことから、これまでの調達実績等を踏まえ、現行の判断の基準等の見直し等の必要性、新たな評価項目に係る基準の設定の可能性について検討
- 併せて、食堂に係る判断の基準等（生ゴミ処理等）についても検討

② 節水機器

- 節水機器は、平成 19 年度に特定調達品目として追加された品目
- 平成 28 年 1 月に判断の基準等の設定において参考としているエコマーク認定基準の全面的な見直し（「節水器具 Version1.0」）が行われたところ
- 改定されたエコマーク認定基準や市場動向等を踏まえ、判断の基準等の見直しの必要性、新たな評価項目に係る基準の設定の可能性について検討

（ 7 ） 役 務

① 植栽管理

- 植栽管理は、平成 20 年度に特定調達品目として追加された品目
- 特定調達物品等の使用、総合的病害虫・雑草管理の体制の整備、農薬の適正使用等を判断の基準として設定、平成 22 年度に新たな配慮事項を追加
- 国等の機関における調達実績、調達内容等を踏まえ、判断の基準等の見直しの必要性、新たな評価項目に係る基準の設定の可能性について検討

② 清掃

- 清掃は、平成 18 年度に特定調達品目として追加された品目
- 特定調達物品等の使用、石けんの使用、ごみの適切な分別・回収（特に紙類については古紙リサイクルを考慮）、適切なワックス・洗剤の使用等の基準を判断の基準として設定しており、平成 20 年度及び 21 年度に判断の基準を変更
- 国等の機関における調達実績、調達内容等を踏まえ、判断の基準等の見直しの必要性、新たな評価項目に係る基準の設定の可能性について検討

③ 機密文書処理

- 機密文書処理は、平成 21 年度に特定調達品目として追加された品目
- 製紙原料としての回収を前提とした各種基準及び処理完了証明の提示を判断の基準として設定しており、平成 22 年度に古紙分別方法例の記載を変更
- 国等の機関における調達実績、調達内容等を踏まえ、判断の基準等の見直しの必要性、新たな評価項目に係る基準の設定の可能性について検討

④ 害虫防除

- 害虫防除は、平成 20 年度に特定調達品目として追加された品目
- 特定調達物品等の使用、殺そ剤・殺虫剤の適正使用等の基準を判断の基準

として設定しており、これまで判断の基準等の変更は未実施

- 国等の機関における調達実績、調達内容等を踏まえ、判断の基準等の見直しの必要性、新たな評価項目に係る基準の設定の可能性について検討

（８）庁舎管理

本年度の見直し対象品目である役務の庁舎管理については、検討会においても、庁舎等の建築物における設備機器等の適切な管理・運営等を含めた省エネルギー・低炭素化の推進等の取組の重要性について指摘されているところである。

このため、検討会の下に「庁舎管理に係る専門委員会」を設置し、本年度の重点検討事項として判断の基準等の見直しについて検討を実施するものとする。

（９）その他の品目に係る見直し等

上記（１）～（８）に示した見直し対象品目以外の品目についても、見直し方針に示された考え方に基づき、平成 29 年度以降の見直し予定品目であっても、必要に応じ、適切に対応を図ることとする。

また、平成 29～33 年度の見直しスケジュールの作成に向けて、平成 29 年度の見直し対象となっている分野⁶・品目について、当該分野・品目に係る技術開発動向、特定調達物品等の市場供給状況等の関連情報を収集・整理するものとする。

（10）経過措置等設定品目

上記の見直し対象品目を含め、経過措置を設定している品目について、製品の供給状況等を踏まえ、経過措置の終了の可否について適切に判断。

また、木材・木材を原料とする製品の合法性証明に係る備考の記載について、市場動向を勘案しつつ、適切に検討結果を反映。

（11）配慮事項の見直し

本年度の見直し対象となる品目を中心に、当該品目に設定されている配慮事項については、可能な限り配慮事項の内容の定量化又は明確化を図るとともに、「プレミアム基準の活用に係る専門委員会」における検討状況等を踏まえ、プレミアム基準の活用資するよう検討を実施する。

4. グリーン購入の推進に関する事項

（１）環境負荷低減効果等について

グリーン購入の実施による環境負荷低減効果の評価及び環境物品等の市場動向の把握を実施する。

- グリーン購入による環境負荷低減効果（参考資料 1参照）

- 国等の機関グリーン購入の実施による温室効果ガス排出削減をはじめとし

⁶ オフィス家具等、自動車等、消火器、インテリア・寝装寝具（ベッドフレームのみ）、設備、災害備蓄用品、役務（輸配送、旅客輸送、引越輸送、タイヤ更生、自動車整備）

た環境負荷低減効果について可能な範囲で試算

- グリーン購入の実施による我が国全体の環境負荷低減効果について可能な範囲で試算

（２）グリーン購入の推進について

グリーン購入の推進に向けて、以下の内容に取り組むものとする。

○ 調達者の手引きの改定

- 調達者が各特定調達品目の調達に当たって確認すべき項目や判断の基準等について解説した「グリーン購入の調達者の手引き」への品目の追加・記載内容の変更等の改定

○ 地方公共団体（特に町村）、事業者等への普及・啓発

- 地方公共団体の調達方針策定支援、グリーン購入実務支援、研修会の開催
- 地方ブロック別説明会の活用等

○ プレミアム基準策定ガイドライン（本編・別冊）の改定及びプレミアム基準の普及促進

- プレミアム基準の活用に係る専門委員会における検討を踏まえ、プレミアム基準策定ガイドラインを改定（本編）
- 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等を視野に入れた「イベントにおけるグリーン購入ガイドライン（別冊）」の作成
- 国等の機関への周知・普及、地方公共団体及び事業者等への情報提供を通じ、プレミアム基準の普及を促進

（３）バイオマス燃料及びバイオマスプラスチックに係る情報収集等

バイオマス燃料及びバイオマスプラスチックについては、近年、開発が進み、種類・量ともに拡大方向にあるが、これらについては、温室効果ガス低減効果が認められるとともに、一部では原料産地等における自然破壊等のリスクについても指摘されていることから、各種バイオマス燃料及びバイオマスプラスチックの生産地、用途等について情報を収集・整理するとともに、それらの利用に伴うデメリット、リスク等について調査・整理を行うものとする。

（４）グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討

グリーン購入法は、平成13年4月の完全施行から15年が経過したところである。国等の機関による環境物品等の優先購入が、環境物品等の市場形成に大きく貢献したことは、グリーン購入法の成果の一つとして評価できる。今後、我が国全体としてグリーン購入が更に進展し、市場のグリーン化に寄与するため、グリーン購入法の担うべき役割の再整理とともに、その存在価値が一層高まるよう、将来的なあり方について検討が必要と考えられる。このため、グリーン購入法の施策の将来的なあり方の検討を開始する。なお、具体的な検討は、プレミアム基準の活用に係る専門委員会において実施し、検討状況について本検討会に報告するものとする。